

令和 8 年度
農地等調査地図等電子化業務

仕 様 書

東海農政局農村振興部設計課

	内 容	備 考
第 1 章 総則 (適用範囲)		
第 1 - 1 条	本業務は、業務請負契約書（以下「契約書」という。）及び本仕様書に基づき行うものとするが、業務実施に当たり、これらの仕様書等に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、速やかに監督職員に連絡し、指示を受けるものとする。	
(目 的)		
第 1 - 2 条	本業務は、土地改良長期計画の作成及び農業農村整備事業の効率的かつ効果的な実施に資することを目的とした、農業基盤情報基礎調査（以下「基礎調査」という。）の一環として行うものである。	
(場 所)		
第 1 - 3 条	本業務が対象とする範囲は、岐阜県、愛知県及び三重県の全域である。	
(一般事項)		
第 1 - 4 条	一般事項は次のとおりである。 (1) 業務の実施手順及び方法等は、監督職員と連携をとり、業務の円滑な遂行を図るものとする。 (2) 本業務は、「ArcGIS」及びこれに類する「整備状況把握ツール」を用い、電子地図の作成を行うことを主な内容とする。作業に当たっては、GIS ソフトの操作に精通した者が行い、業務の円滑な遂行を図るものとする。 (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。	
(用語の定義)		
第 1 - 5 条	本仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。 (1) 「発注者」とは、支出負担行為担当官をいう。 (2) 「受注者」とは、本業務の実施に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。 (3) 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第 4 条に規定する者をいう。 (4) 「検査職員」とは、本業務の完了の検査に当たって、契約書第 9 条の規定に基づき、検査を行う者をいう。 (5) 「設計図書」とは、仕様書をいう。 (6) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。	

	内 容	備 考
	(7) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、相手方に書面をもって行為あるいは同意を求めることをいう。 (8) 「通知」とは、発注者又は監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者又は監督職員に対し、本業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。 (9) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。 (10) 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。 (11) 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。 (12) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。 (13) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。 (14) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。 (15) 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。 (16) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又は電子メールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。 なお、電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。 (17) 「成果物」とは、受注者が契約図書に基づき履行した業務等の成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。 (18) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が業務等の完了を確認することをいう。 (19) 「打合せ」とは、業務等を適正かつ円滑に実施するために受注者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。 (20) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。	
(監督職員) 第1－6条	(1) 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。 (2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、	

	内 容	備 考
(提出書類) 第 1－7 条	承諾、協議等の職務を行うものとする。 (3) 監督職員は、その権限を行使する場合には、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者は、その指示等に従わなければならない。監督職員は、その指示等を行った後、7 日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。 (1) 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務請負代金額（以下「請負代金額」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類は除く。 (2) 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。 (3) 受注者は、本業務の着手に当たり、次の資料を発注者に提出し、承認を受けるものとする。 ① 着手届 ② 業務実施計画書 ③ 業務工程表 ④ 主任技術者届	
(契約変更) 第 1－8 条	契約書に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 3－1 条に示す「作業項目・数量」に変更が生じた場合 (2) 第 4－1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (3) 第 5－1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (4) 履行期間の変更が生じた場合 (5) その他	
(守秘義務) 第 1－9 条	(1) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。 (2) 受注者は、発注者が貸与する資料及び業務における成果品（途中成果品も含む）については、本業務においてのみ使用することとし、これらの不要な蓄積及び他の使用は禁止される。	

	内 容	備 考														
第 2 章 作業条件 (作業準備) 第 2－1 条	受注者は、本業務の着手に際し、基礎調査の内容及び貸与データの構成を十分に把握した上で、業務実施計画書及び業務工程表の作成を行うものとする。															
(作業条件) 第 2－2 条	本業務は、発注者が貸与する東海農政局管内 3 県の令和 7 年度土地改良事業実績結果等を基に、同じく発注者が貸与する「整備状況把握ツール」を用い、調査結果のデータ入力及び地図データ作成を行うものである。整備状況把握ツールは ArcGIS Maps SDK がインストールされている環境を必要とするアプリケーションである。 ArcGIS Maps SDK は、発注者から貸与する整備状況把握ツールに同梱されている。															
(貸与資料) 第 2－3 条	本業務の実施に当たり、発注者から受注者に貸与する資料等は次のとおりとする。なお、発注者が必要と認めたものは、別途貸与する。 <table><tr><th>項 目</th><th>数量</th></tr><tr><td>(1) 令和 8 年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領</td><td>一式</td></tr><tr><td>(2) 令和 8 年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査〔地方単独事業等実績調査票 地図調査〕記入要領</td><td>一式</td></tr><tr><td>(3) 整備状況把握ツール（インストールディスク等）</td><td>一式</td></tr><tr><td>(4) 整備状況把握ツール 操作説明書（講習会資料等含む）</td><td>一式</td></tr><tr><td>(5) 東海農政局管内の国営、補助事業及び地方単独事業実績（整備状況把握ツール入力データ）</td><td>一式</td></tr><tr><td>(6) 農業基盤情報基礎調査の電子化対象施設図面（紙若しくは電子データ）</td><td>一式</td></tr></table>	項 目	数量	(1) 令和 8 年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領	一式	(2) 令和 8 年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査〔地方単独事業等実績調査票 地図調査〕記入要領	一式	(3) 整備状況把握ツール（インストールディスク等）	一式	(4) 整備状況把握ツール 操作説明書（講習会資料等含む）	一式	(5) 東海農政局管内の国営、補助事業及び地方単独事業実績（整備状況把握ツール入力データ）	一式	(6) 農業基盤情報基礎調査の電子化対象施設図面（紙若しくは電子データ）	一式	
項 目	数量															
(1) 令和 8 年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査 調査要領	一式															
(2) 令和 8 年度 基幹水利施設保全管理対策 農業基盤情報基礎調査〔地方単独事業等実績調査票 地図調査〕記入要領	一式															
(3) 整備状況把握ツール（インストールディスク等）	一式															
(4) 整備状況把握ツール 操作説明書（講習会資料等含む）	一式															
(5) 東海農政局管内の国営、補助事業及び地方単独事業実績（整備状況把握ツール入力データ）	一式															
(6) 農業基盤情報基礎調査の電子化対象施設図面（紙若しくは電子データ）	一式															
第 3 章 作業内容 (作業項目・数量) 第 3－1 条	本業務における作業項目及び数量は次のとおりであり、詳細は、仕様書別紙 1「作業項目表」に示す。 なお、作業イメージについては、仕様書別紙 2 のとおりである。 <table><tr><th>作 業 項 目</th><th>数 量</th></tr><tr><td>1 作業準備</td><td>1 式</td></tr><tr><td>2 農業基盤情報基礎調査地図の電子化</td><td>1 式</td></tr><tr><td>3 点検取りまとめ</td><td>1 式</td></tr></table>	作 業 項 目	数 量	1 作業準備	1 式	2 農業基盤情報基礎調査地図の電子化	1 式	3 点検取りまとめ	1 式							
作 業 項 目	数 量															
1 作業準備	1 式															
2 農業基盤情報基礎調査地図の電子化	1 式															
3 点検取りまとめ	1 式															

	内 容	備 考
(調査の留意点) 第3-2条	実際の作業の実施に当たって、作業項目2は、令和8年12月7日までに中間成果として発注者に提出すること。	
第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条	(1) 打合せは主として次の各段階において、東海農政局にて行う。 初 回 業務着手段階 第2回 中間打合せ(農業基盤情報基礎調査地図電子化概了時) 最終回 報告書原稿作成段階 ※このほか、東海農政局において行う本業務の完了時の検査においては、報告書内容の説明を目的として、受注者の業務担当者1名以上の同席を求める。 (2) 業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認する。	
第5章 成果物 (成果物) 第5-1条	受注者は、本業務が完了した場合、完了通知とともに、作成した成果物を次のとおり提出する。 (1) 報告書 1部(A4版、市販のファイル綴じで可) (2) 報告書の電子データ(PDF及びオリジナルデータ) 1式(CD-R又はDVD-R)	
(成果物の提出先) 第5-2条	成果物の提出先は次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区三の丸2-6-2 東海農政局農村振興部設計課 水利調整係	
第6章 環境負荷 低減に向けた取組	(1) 環境関係法令の遵守 受注者は、本業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。 ① 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分 ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)(平成12年法律第100号) (2) 環境関係法令の遵守以外の事項	

	内 容	備 考
第7章 その他 (定めなき事項) 第7-1条	受注者は、本業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。 ・エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。 ・物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努める。 ・みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。 この仕様書に定めなき事項又は業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(仕様書別紙 1) 作業項目表

作業項目	作業内容	参考 (電子化する図面の枚数)
1 作業準備	調査目的、整備状況把握ツール及び貸与データの内容を十分に把握した上で、業務実施計画及び業務工程計画の作成を行う。	
2 農業基盤情報基礎調査地図の電子化	整備状況把握ツールを用いて、土地改良施設と農地について、「位置情報」及び「諸元情報」の更新並びに新規データの入力作業を行う。	
(1) 農地転用調査地図等の電子化	発注者が貸与する農地転用及び市街化区域等編入に関する地図(紙もしくはPDFデータ)について、農地データ(ポリゴン)及び属性情報の更新等データの入力作業を行う。	約 5 枚
(2) 国が行い又は補助する事業実績地図の電子化	発注者が貸与する令和 7 年度に実施した補助事業(国による補助)等実績に係る資料を基に、当該年度に整備した土地改良施設と農地等について、「位置情報」及び「諸元情報」の更新並びに新規データの入力作業を行う。	
① 基幹水利施設	上記のうち、基幹水利施設についての作業を行う。	約 5 枚
② 農地の整備状況	上記のうち、農地の整備状況についての作業を行う。	約 40 枚
(3) 地方単独事業実績地図の電子化	発注者が貸与する令和 7 年度に実施した地方単独事業(国による補助以外)等実績に係る資料を基に、農地の「位置情報」及び「諸元情報」の更新に係るデータ入力作業を行う。	約 5 枚
3 点検取りまとめ	報告書及び報告用データの点検及び取りまとめを行う。 ※報告用データは以下のとおりに取りまとめる(単位ごとにひとつのファイルとなっていることを指す)。 ・作業項目 2 のデータは県単位で取りまとめる。	

農地等調査地図等電子化業務の 作業イメージ

(はじめに)

本業務は、「整備状況把握ツール」を用いる作業であり、留意事項は以下のとおりです。

【整備状況把握ツールを用いて位置情報の作成を行う項目】

2. 農業基盤情報基礎調査地図の電子化

(1) 農地転用調査地図等の電子化

(2) 国が行い又は補助する事業実績地図の電子化

(3) 地方単独事業実績地図の電子化



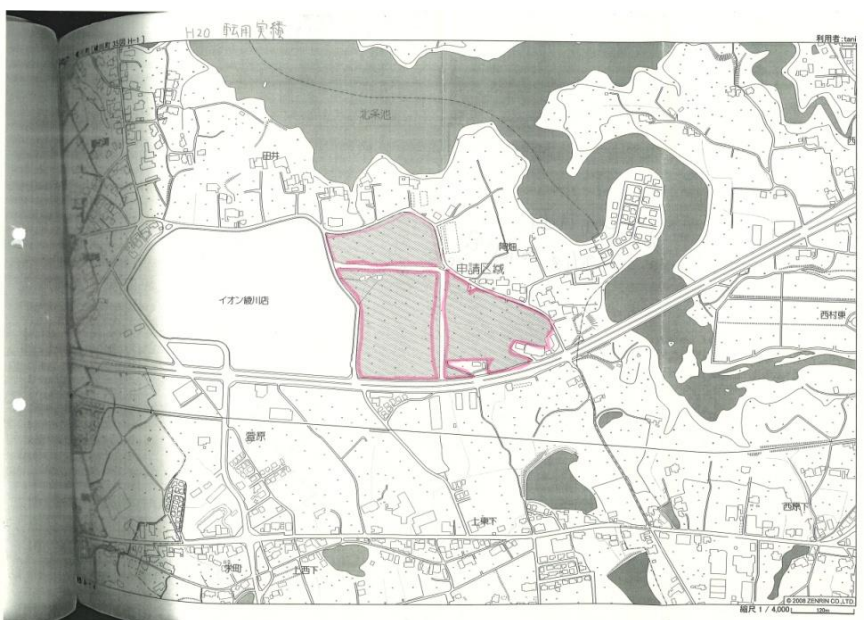
「<<留意事項>>

※整備状況把握ツールは発注者より貸与。

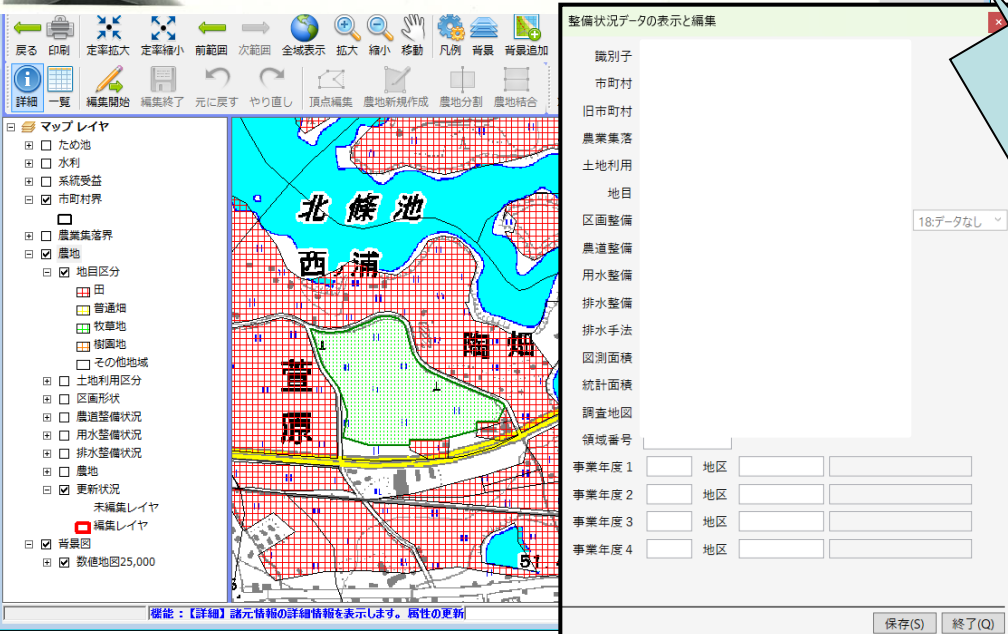
＜＜ソフトウェア要件＞＞

No	構成要素	製品名
1	OS	Microsoft Windows 11 バージョン 21H2(ビルド 22000)以降
2	システム基盤	Microsoft .NET Framework 4.8
3	システム基盤	Microsoft Visual C++ 2015-2022 Redistributable
4	GISエンジン	ArcGIS Maps SDK
5	データベース	SQLite 3.30.1
6	表計算ソフト	Microsoft Excel 2016 Microsoft Excel 2019 Microsoft Excel 2021 Microsoft Excel for Microsoft 365 MSO

(1) 農地転用調査地図等の電子化の例(貸与する資料を基にGISの属性等を修正)



←農政局が貸与する資料(サンプル)

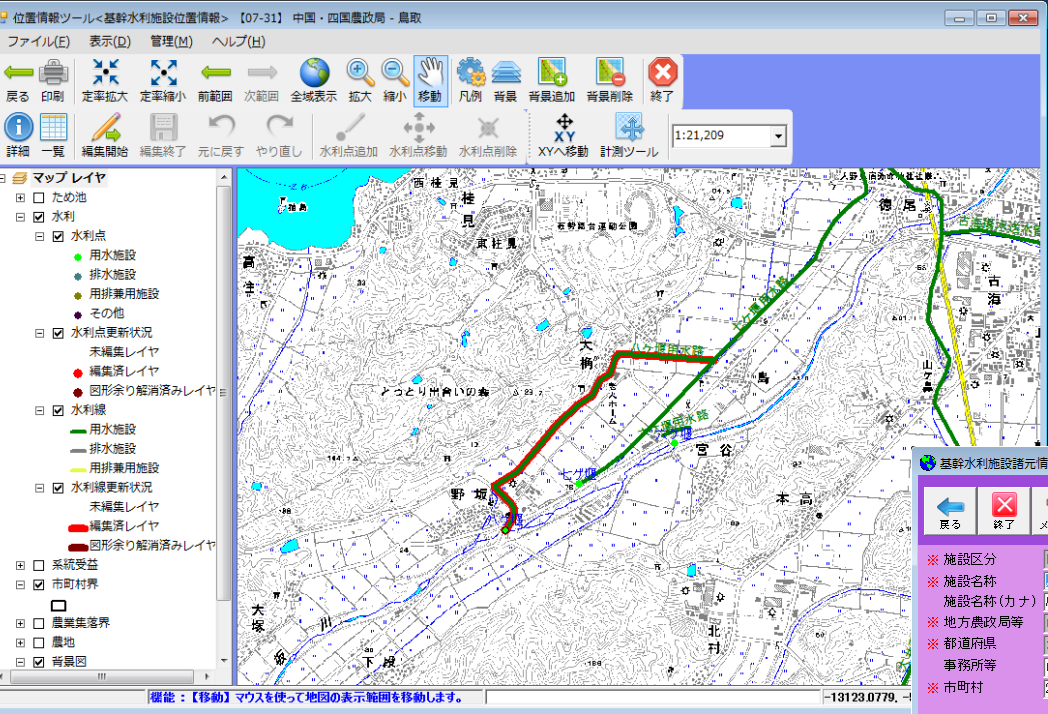


地目	1:田
区画整備	1:田
農道整備	2:普通畑
	3:牧草地
水整備	4:樹園地
水防整備	18:非農地

↑ 対象となる農地の属性を変えます。
サンプルの場合は、転用なので地目を「非農地」に変えます。市街化区域等の場合は、「土地利用」欄の属性を変えます。
また、必要に応じ、形の変更を併せて行います。

(2)国が行い又は補助する事業実績地図の電子化の例 基幹水利施設の例(貸与する資料を基にGISの属性等を修正)

位置情報



←必要に応じ、ラインデータ(用排水路)やポイントデータ(ダム、頭首工、機場等)の追加、修正を行います。

諸元情報

基幹水利施設諸元情報 (フリーモード)

施設区分	8 頭首工	施設番号	001	※用排水施設区分	1 用水施設
施設名称	八ヶ坂	施設ID	011002001	系統	002 八ヶ坂用水
施設名称(カナ)	ヤカサキ	系統用排水区分	用水系統	管理区分	7 その他
※地方農政局等	07 中国・四国農政局	管理団体名	野坂他7ヶ村水利組合	管理団体名(カナ)	
※都道府県	31 鳥取	※施設状況	7 訂正		
事務所等	01 東部農林事務所				
※市町村	201 鳥取市	参照...	クリア		

データ訂正

建設年度	着工 A99	年度	昭和59	年度	
大改修の年度	竣工	昭和59	年度		
耐用年数	50	年			
残存耐用年数	21	年			

受益面積

計画	田	0.00	ha
畑	0.00	ha	
現在	田	135.00	ha
施設受益	直接	0.00	ha
畑	施設受益	0.00	ha
直接		0.00	ha

建設費

建設事業費	0	千円
再建設費	10,955	千円
他事業との費用振り分け		
農水	100	%
治水	0	%
都市用水	0	%
発電	0	%
その他	0	%

その他

水辺環境整備の有無	有	無
魚道の有無	有	無

頭首工

構造区分	1 固定堰
堰高	1.2 m
堰長	60.0 m
最大取水量	0.790 m ³ /s

事業情報(当初)

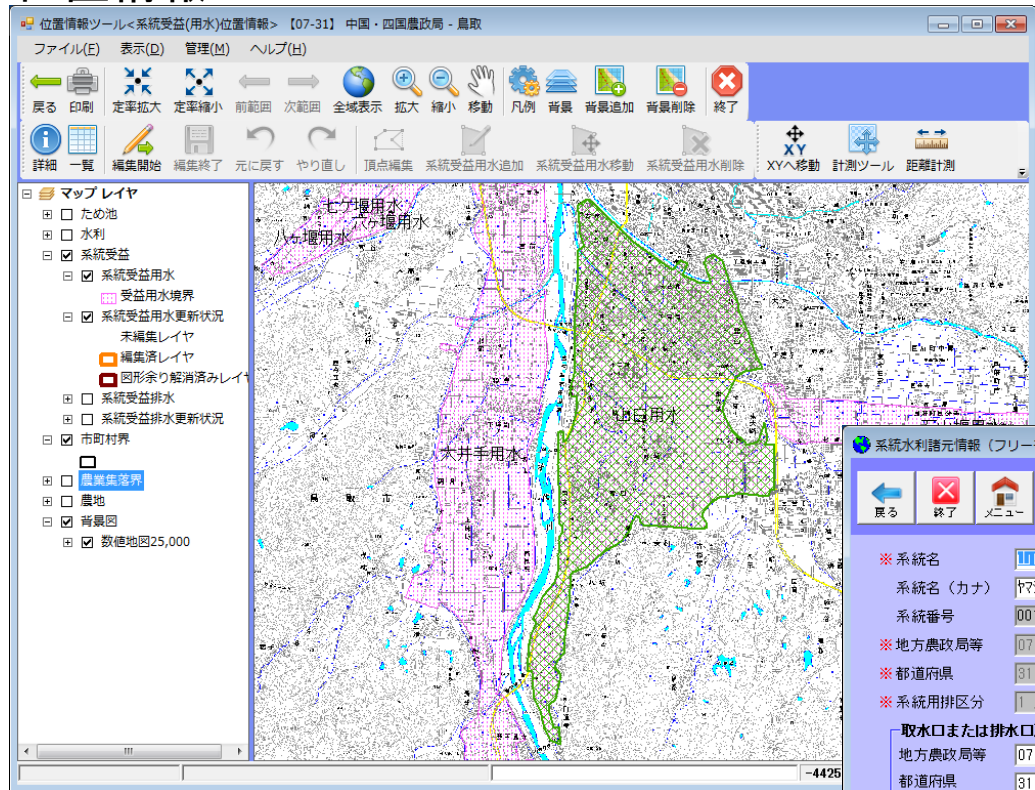
事業地区名	
事業名	
事業主体	

この欄にはエラーまたはワーニング情報が表示されます。

→調査対象年度の事業実績により、諸元に変更がある場合は追加、修正を行います。

用排水系統の例(貸与する資料を基にGISの属性等を修正)

位置情報



→調査対象年度の事業実績により、諸元に変更がある場合は追加、修正を行います。

←必要に応じ、ポリゴンデータ(用排水系統)の追加、修正を行います。

諸元情報

系統水利諸元情報 (フリーモード)

戻る 終了 メニュー ヘルプ

保存 元に戻す やり直し 前へ 次へ 情報

※ 系統名

系統名(カナ)

系統番号

※ 地方農政局等

※ 都道府県

※ 系統用排水区分

取水口または排水口所在

地方農政局等

都道府県

市町村 参照... クリア

依存する系統

参照...

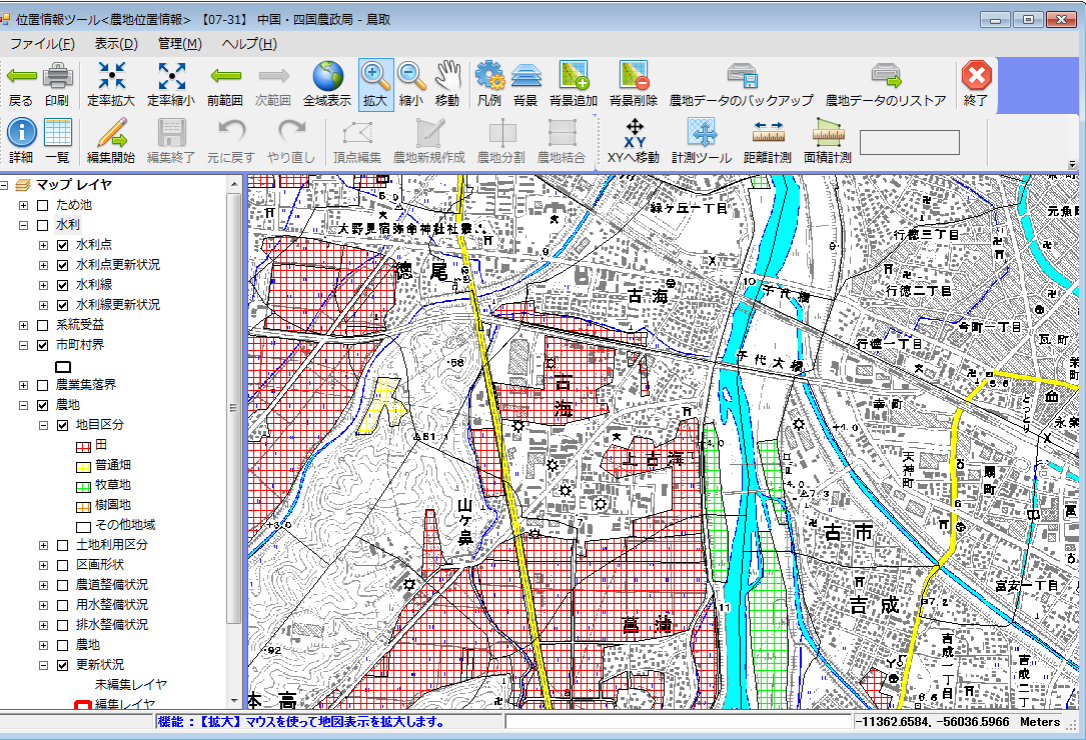
水系 参照... クリア

接続する河川名

この欄にはエラーまたはワーニング情報が表示されます。

農地の整備状況の例(貸与する資料を基にGISの属性等を修正)

位置情報



←必要に応じ、ポリゴンデータ(農地)の追加、修正を行います。

諸元情報(農地の属性)

整備状況データの表示と編集

識別子

市町村

旧市町村

農業集落

土地利用

地目

区画整備

農道整備

用水整備

排水整備

排水手法

図測面積

統計面積

調査地図

領域番号

事業年度 1

事業年度 2

事業年度 3

事業年度 4

地区

18:データなし

保存(S)

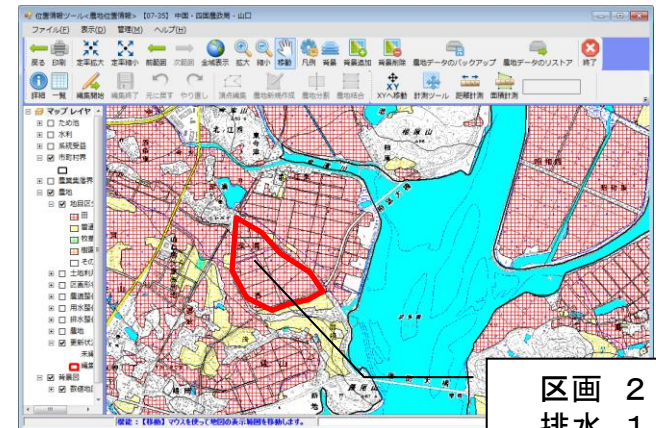
終了(Q)

→調査対象年度の事業実績により、属性に変更がある場合は追加、修正を行います。

○事業の実施位置及び諸元情報(属性)がわかる資料を提供します。

←計画一般平面図
(修正する位置と変更する属性を記した図面)

→計画一般平面図だけでは、位置が判断しにくい場合は、補足図面を追加します。



←属性を旗上げせず、別紙整理票で整理する場合があります。

領域番号	整備面積(m2)	
------	----------	--

地目

☐ 1: 田	☐ 3: 牧草地
☐ 2: 普通畑	☐ 4: 樹園地
☐ 18: 非農地	☐ 99: 変更なし

用水

- ☐ 1: 田－パイプライン
- ☐ 2: 田－開水路
- ☐ 3: 田－不備
- ☐ 4: 畑－畑かん有り(配水－事業)
- ☐ 5: 畑－畑かん有り(他－事業)
- ☐ 6: 畑－畑かん有り(非事業)
- ☐ 7: 畑－畑かんなし
- ☐ 99: 変更なし

土地利用計画区分

☐ 1: 農振農用地	☐ 3: 市街化区域
☐ 2: 農振その他	☐ 4: その他
☐ 99: 変更なし	

排水

- ☐ 1: 4H排除 地下水位70cm以深
- ☐ 2: 4H排除 地下水位70cm以浅
- ☐ 3: 日排除 地下水位70cm以深
- ☐ 4: 日排除 地下水位70cm以浅
- ☐ 5: 排水不良 地下水位70cm以深
- ☐ 6: 排水不良 地下水位70cm以浅
- ☐ 99: 変更なし

区画

- ☐ 1: 田(1ha以上)
- ☐ 2: 田(0.5－1.0ha)
- ☐ 3: 田(0.3－0.5ha 均平)
- ☐ 4: 田(0.3－0.5ha 他)
- ☐ 5: 田(0.2－0.3ha 均平)
- ☐ 6: 田(0.2－0.3ha 他)
- ☐ 7: 田(0.2ha未満)
- ☐ 8: 畑－整形
- ☐ 9: 田畑－不整形
- ☐ 99: 変更なし

- ☐ 1: 均平
- ☐ 2: 他

排水手法

- ☐ 1: 地下水位制御システム 区画整理と一体
- ☐ 2: 地下水位制御システム 単独
- ☐ 3: 暗渠排水 区画整理と一体
- ☐ 4: 暗渠排水 単独
- ☐ 5: 不備等
- ☐ 99: 変更なし

農道

- ☐ 1: 幅 4m以上
- ☐ 2: 幅 3m－4m
- ☐ 3: 不備
- ☐ 99: 変更なし

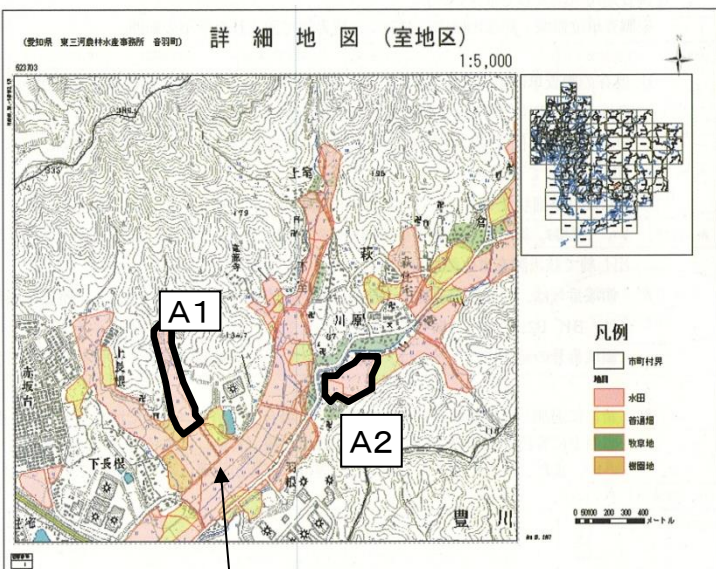
(3) 地方単独事業実績地図の電子化の例(貸与する資料を基にGISの属性等を修正)

地方単独事業等は、農地の整備状況を対象としています。

(例)

←詳細地図(1/5000～1/10000程度)の図に修正する地点を示しています。

↓修正地点の属性を別紙整理票にて整理しています。



背景図は、ツールのものを利用しています。

領域番号	整備面積(m2)
地目 ☐ 1: 田 ☐ 2: 普通畑 ☐ 18: 非農地 ☐ 3: 牧草地 ☐ 4: 樹園地 ☐ 99: 変更なし 土地利用計画区分 ☐ 1: 農振農用地 ☐ 2: 農振その他 ☐ 99: 変更なし ☐ 3: 市街化区域 ☐ 4: その他	
区画 ☐ 1: 田(1ha以上) ☐ 2: 田(0.5～1.0ha) ☐ 3: 田(0.3～0.5ha 均平) ☐ 4: 田(0.3～0.5ha 他) ☐ 5: 田(0.2～0.3ha 均平) ☐ 6: 田(0.2～0.3ha 他) ☐ 7: 田(0.2ha未満) ☐ 8: 畑-整形 ☐ 9: 田畑-不整形 ☐ 99: 変更なし ☐ 1: 均平 ☐ 2: 他	
用水 ☐ 1: 田-パイプライン ☐ 2: 田-開水路 ☐ 3: 田-不備 ☐ 4: 畑-畑かん有り(配水-事業) ☐ 5: 畑-畑かん有り(他-事業) ☐ 6: 畑-畑かん有り(非事業) ☐ 7: 畑-畑かんなし ☐ 99: 変更なし	
排水 ☐ 1: 4H排除 地下水位70cm以深 ☐ 2: 4H排除 地下水位70cm以浅 ☐ 3: 日排除 地下水位70cm以深 ☐ 4: 日排除 地下水位70cm以浅 ☐ 5: 排水不良 地下水位70cm以深 ☐ 6: 排水不良 地下水位70cm以浅 ☐ 99: 変更なし	
排水手法 ☐ 1: 地下水位制御システム 区画整理と一体 ☐ 2: 地下水位制御システム 単独 ☐ 3: 暗渠排水 区画整理と一体 ☐ 4: 暗渠排水 単独 ☐ 5: 不備等 ☐ 99: 変更なし	
農道 ☐ 1: 幅 4m以上 ☐ 2: 幅 3m～4m ☐ 3: 不備 ☐ 99: 変更なし	